

## 総務委員会会議録

日時 令和4年12月13日(火) 開会時間 午前 9時59分  
閉会時間 午後 3時37分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 卯月 政人  
副委員長 桐原 正仁  
委員 桜本 広樹 鷹野 一雄 古屋 雅夫 笠井 辰生  
宮本 秀憲 河西 敏郎 小越 智子

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

公安委員会委員長 武田 信彦 警察本部長 伊藤 隆行  
警務部長 梶原 田鶴 刑事部長 比留間 一弥 警備部長 窪田 豊  
交通部長 本田 誠一 生活安全部長 和田 弘記 首席監察官 川口 守弘  
警察学校長 小林 信一 総務室長 平井 親一 警務部参事官 今橋 敦  
警備部参事官 相模 稔 交通部参事官 手塚 泰司 会計課長 清水 高博  
交通規制課長 大勝 和彦 監察課長 佐藤 充 生活安全捜査課長 佐野 浩一

地域ブランド・DX統括官 斉藤 由美 知事政策補佐官 渡辺 和彦  
知事政策局長 長田 公 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 石寺 淳一  
政策企画グループ政策参事 眞田 健康  
地域ブランド推進グループ政策推進監 柏木 貞光  
広聴広報グループ広聴広報監 小林 徹 国際戦略グループ国際戦略監 羽田 勝也  
外国人活躍推進グループ外国人活躍推進監 小宮山 嘉隆  
DX推進グループDX推進監 入倉 由紀子  
スポーツ振興局長 塩野 開 スポーツ振興課長 渡辺 一秀  
県民生活部長 小林 厚 県民生活総務課長 望月 等  
北富士演習場対策課長 佐藤 納彦 統計調査課長 後藤 恵里子  
県民生活安全課長 北村 徹 私学・科学振興課長 林 貴彦  
交通政策課長 金子 哲也  
男女共同参画・共生社会推進統括官 染谷 光一  
男女共同参画・共生社会推進監 宮下 つかさ  
リニア未来創造局長 落合 直樹 リニア未来創造・推進課長 鎌田 秀一  
二拠点居住推進課長 長田 芳樹

総務部長 市川 康雄 総務部理事 初鹿野 晋一  
総務部理事（次長事務取扱） 関 尚史  
総務部次長（人事課長事務取扱） 佐野 満  
職員厚生課長 望月 明男 財政課長 高橋 直人  
税務課長 奈良 晶史 資産活用課長 鈴木 孝二 庁舎管理室長 今井 康善  
行政経営管理課長 小林 洋一 市町村課長 武井 紀人  
情報政策課長 村上 宏之  
防災局長 細田 孝 防災危機管理課長 伊藤 公仁 消防保安課長 相原 靖志  
会計管理者 上野 良人 出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩  
管理課長 中村 弘 工事検査課長 石橋 泉  
人事委員会事務局長 小澤 浩 人事委員会事務局次長 山岸 ゆり  
代表監査委員 中澤 和樹 監査委員事務局長 一瀬 富房  
監査委員事務局次長 三嶋 豊博  
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 津田 裕美

議題（付託案件）

- 第188号 山梨県犯罪被害者等支援条例制定の件
- 第189号 山梨県個人情報保護に関する法律施行条例制定の件
- 第190号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び  
期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件
- 第191号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 第192号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関  
する条例中改正の件
- 第194号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等  
に関する条例中改正の件
- 第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳  
出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条  
繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員  
会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第198号 令和4年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第201号 指定管理者の指定の件
- 第202号 指定管理者の指定の件
- 第203号 指定管理者の指定の件
- 第204号 指定管理者の指定の件
- 第205号 指定管理者の指定の件
- 第230号 当せん金付証票発売の件
- 承第5号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳  
出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

- 請願第1-2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について
- 請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて
- 請願第2-4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて
- 請願第2-5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて
- 請願第2-9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第3-6号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求めることについて
- 請願第4-8号 米軍による山梨県上空での空中給油訓練を行わないことを求める意見書の提出について

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。また、請願第1-2号、請願第2-3号、請願第2-4号、請願第2-5号、請願第2-9号、請願第3-6号請、請願第4-8号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・男女共同参画・共生社会推進統括官・リニア未来創造局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前9時59分から午前10時13分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午前10時28分から午前11時43分まで、途中休憩をはさみ、午後1時00分から午後2時4分まで知事政策局・スポーツ振興局・県民生活部・リニア未来創造局関係の審査を行い、休憩をはさみ、最後に、午後2時20分から午後3時37分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部

※第 194 号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 196 号** 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

質疑

(防犯カメラ設置促進事業補助金について)

桐原副委員長 今年度事業を実施された防犯カメラ設置促進事業補助金があったと思いますが、まず、申請や設置の現状を教えてください。

和田生活安全部長 防犯カメラ設置促進補助事業については、年度当初から市町村や自治会への周知を図りまして、設置希望者に対しては、面接による事業説明や聞き取りを丁寧に行ってまいりました。

また、具体的な設置場所については、設置者と相談の上、現地調査も行って、声かけ事案や街頭犯罪の発生状況などを勘案して、公園や通学路など高い防犯効果を見込める場所を設置してまいりました。

その結果、14の自治体や自治会に対して計42台分の設置費用を補助することが決定し、このうち1村8自治会の19台については、既に運用を開始しているところでございます。

県警におきましては、今後も速やかな防犯カメラの設置を支援し、設置後においても、防犯カメラが効果的に運用されるよう、設置者と連携して継続的に取り組んでまいります。

桐原副委員長 前もお話しさせていただいたんですが、この防犯カメラというのは、この山梨県にもっと必要ではないかと思っております。

ぜひ、この事業がこの単年度で終わることなく、継続的に続く事業にさせていただきたいと強く思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

和田生活安全部長 桐原委員御指摘のとおり、防犯カメラの設置は、今後ますます必要だと考えておりまして、本年度さらに効果的に配置できるように設置者に働きかけて、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

本事業は、3カ年計画で検討しておりまして、来年度についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

伊藤警察本部長 委員御指摘のとおりでございます。本年度も、今、生活安全部長から答弁したとおり、設置を進めましたけれども、まだまだ御要望がございますので、御要望を承りながら、予算の関係もございましたので、予算部局とも協議してまいりまして、しっかり対応してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

主な質疑等 知事政策局、スポーツ振興局、県民生活部、男女共同参画・共生社会推進統括官、  
リニア未来創造局

※第 188 号 山梨県犯罪被害者等支援条例制定の件

質疑

桐原副委員長 私たちは何げない平穏な日々を当たり前のように過ごしていますが、誰もが突然犯罪に巻き込まれる可能性があるということを感じております。予期せぬ事態に被害者の受けるダメージは大きく、恐怖感や不安感、無力感を抱くほか、場合によっては家族を失った喪失感など、心に深い傷を負うことになると感じます。

このような状況で、さまざまな関係機関が連携して被害者一人一人のニーズに対応した適切なチーム編成が行われ、支援を行っていくことはとても重要なことだと考えています。

そのための一つの切り口が、この条例の第9条にあるとおり、協議会の設置ということになると思います。協議会の設置は、条例の特徴の一つということであると思いますが、改めてこの犯罪被害者支援に関するこの体制整備の考え方についてお尋ねをいたします。

北村県民生活安全課長 犯罪被害者の支援は、被害者がいずれの機関に相談しても必要な支援が受けられる体制を整備することを基本としております。

現在、県警察が事務局をしております犯罪被害者等支援連絡協議会を第9条の協議会に位置づけることを想定しております。

この組織の構成員となっております国、県を初め、弁護士会、医師会などの関係機関がさらに緊密な連携を図ることで、被害者支援の体制を充実させ、被害者に寄り添った支援を行ってまいります。

桐原副委員長 この資料の中に条例制定の背景として、被害者支援には一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援が必要とありますが、条文には、「必要な施策を講ずるものとする」と書かれているだけで、具体的に何をするのかというのがわかりづらいと思います。

具体的な政策は、第10条にあるとおり、支援計画を策定する中で検討していくということですが、この計画策定に向けてどのような検討を進めていく予定なのか伺います。

北村県民生活安全課長 委員から具体的に何をするのか見えてこないとの指摘がございましたが、考えられる施策として、例えば第20条、大規模事案等における支援では、関係機関それぞれの役割の明確化やマニュアルの整備などが想定されます。

このほかの具体的な施策を定めた支援計画につきましては、県弁護士会や関係団体などで構成する計画検討会議を設置した上で、市町村の意見も伺い、速やかに策定する予

定となっております。

桐原副委員長 計画を策定して、その計画に基づいて、総合的かつ計画的にこの被害者支援を推進することは重要だと私も思います。

一方で、誰もが被害者に突然なり得ることを考えると、この計画策定を待たずにできることもあるのではないかと思います。どのような取り組みから寄り添っていくのか、この点について再度お尋ねをいたします。

北村県民生活安全課長 市町村を対象に開催予定の条例の説明会において、各市町村の取り組み状況の情報共有も行いまして、市町村間での連携強化を図ってまいります。

そのほか被害者に対する相談体制の強化につなげるため、国、県や関係団体の役割を整理し共有するなど、既存の体制や施策の見える化を進めていく予定です。

桐原副委員長 今、市町村との連携とありました。県からやってくれというのはなかなか言いづらいとは思いますが、市町村にもできることなら、これに沿った条例を市町村でもつくってもらおうというのが僕は一番いいことじゃないかと思いますので、ぜひともその連携を取りながら進めていただきたいと思います。

被害から回復して再び平穏な生活を営めるようになることは、全ての犯罪被害者の切なる望みだと思います。この条例ができて、犯罪被害者を支援する体制がしっかり強化されて、より確実に必要な支援が届くように、実効性のあるものになるように期待をいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※第 201 号 指定管理者の指定の件

質疑

小越委員 参加者は1団体で、合計が68.4点です。この点数について、どのように評価されておりますか。

渡辺スポーツ振興課長 採点につきましては、A、B、C、D、Eの5段階で評価しておりまして、このうち真ん中のCがすぐれているという評価となっております。

委員御指摘のとおり、100点満点中68.4点ということで、少ないように見えますけれども、これまでの指定管理者との維持管理実績や利用者アンケートの結果から、満足度の高い状況も踏まえまして、選定委員の合議により指定管理者の候補者として決

定しております。

小越委員 採点結果を見ますと、この施設の管理運営に係る経費が40点です。100点中40点が施設の管理運営に係る経費でして、この指定管理事業者がどのようにやったらいいのか裁量の範囲でやるというのは60点です。この60点に対して28.4点です。サービス向上を図るための具体的な手法及び期待される効果は10点の配点に対して3.5点です。

2番目の事業計画の内容が施設の効果を最大限に発揮できるものであることの枠でいきますと、25点の配点に対して9.6点です。

そもそも管理運営に係る経費40点という配点が、次の飯田野球場もそうですし、御勅使南公園とアイメッセと、今回4つだけは、この管理運営の配点が40点と多いんです。この40点は、お金のところが入っているだけであって、その事業者が具体的に自分で考えて自主的にどうしたらいいかという提案内容ところが60点と少なくなっているわけです。

なぜこの管理運営が40点とここは多いんでしょうか。この配点の基準、配点の振り分け、それからこの採点の基準、それは誰が決めたんですか。選定委員が決めたのか、当局が決めたのか、この配点のこの割り振り、それはどういう経過で決めたんでしょうか。

渡辺スポーツ振興課長 経費が40点、それ以外は60点という配分につきましては、行政経営管理課の基準に基づき選定委員会で決定されております。

小越委員 選定委員会で40点としたのは、どうしてなんでしょうか。ほかの今回出された指定管理者29件のうち、この管理運営に係るお金のところを40点の配点にしたのは射撃場と飯田野球場とアイメッセと御勅使南公園。御勅使南公園と飯田野球場、射撃場は、同じ選定委員さんですよ。ほか20点とか30点なんです。なぜ40点の配点にしたんですか。

渡辺スポーツ振興課長 八代射撃場につきましては、施設が建築から大分たっているということがありまして、維持管理運営に関わる部分が非常にウェートを占めているという判断もあったかと承知しております。

小越委員 そうですよ。八代射撃場は、老朽化が激しくて、この経費をどうするかということ以外に裁量の範囲でできることが少なくなっているんだと思います。

なので、この射撃場を今後どのように運営していくのか。老朽化に対すること、廃止するのか、新築するのか、どう手を入れていくのか。ここにトイレのくみ取りのことまで書いてあって、洋式トイレじゃないということが、ここでわかるんですけど、そういう中で、この40点が60点、70点ぐらいになってしまいますと、ここの指定管理というもののあり方そのものが変わってきちゃうと思うので、この八代射撃場の今後のことをぜひ経営、管理、それから施設をどうするかということを考えていく時期ではな



いかと思っています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 202 号 指定管理者の指定の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 203 号 指定管理者の指定の件**

質疑

鷹野委員 それでは幾つか質問させていただきます。

まず、私は指定管理者の候補者の選定過程というのは、競争性が重要だと理解しておりますけれども、実際、適切に確保できているか非常に重要であると考えております。

そういう中で、今回、指定管理者の選定・応募が現在の指定管理者のみということでございますけれども、選定手続に問題がないか、お伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 募集にあたりましては、ホームページ等によりまして広報しております。結果として、応募者が1団体でありましたが、募集段階において十分な競争性が働いたものと考えております。また、指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請に応える最も適切なサービスの提供者を、サービス内容などの企画提案及び価格の競争により、指定管理者として指定するものであります。

現在の指定管理者は、一定期間施設を管理運営しているため、今回の提案にあたりましてはこれまで蓄積されたノウハウや実績等を十分踏まえた提案がなされ、それに対して適正な評価がなされているものと考えております。

鷹野委員 今の説明ですと問題がなかったというような理解でいます。

それでは、次に今のお答えの中で評価という話がございますけれども、選定委員からどのような意見があったか、また差し支えない範囲でどのような御意見等があったかお答

えをいただきたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 選定委員会からは安定的な運営が期待できる点ですとか、総合的に適正な管理が見込まれるといった意見が出た一方で、新しい技術や考え方を取り入れることや県との連携強化を求めるといった意見もいただいております。

鷹野委員 承知いたしました。それではセンターの運営について、これまで県が指定管理者に丸投げというか、そういうことが問題視されてきたと理解しておりますけれども、一方、指定管理者制度も導入の趣旨は、公の施設の管理、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減、これが大きなところだと思っております。

そういう中で、今後センターにおいてさらに良質なサービスの提供が効果的に効率的に安定的に行っていくために、県との連携は非常に重要だと思っております。どのように取り組まれていくのか、最後にお伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 まず、今回の指定管理者の募集に際しましては、県の求めるサービス水準といたしまして、普及啓発事業、利用者満足度、広報の三つの業務項目を目標値にお示ししました。今後、これらの項目につきまして、期待される施策効果が十分に生じているか、モニタリングを通じて評価、検証を行うこととしております。

また、連携強化に向けましては、今年度から実施している県職員とセンターの企画担当者からなる会議を定期的で開催し、事業効果の向上に向けた話し合いなどを進めているほか、県民や関係団体等との意見交換の場である交流サロンに指定管理者の職員の参加を促す中で、さまざまな課題を共有し改善につなげていきたいと考えております。

桜本委員 委託料の中の内訳で、電気料高騰に伴う追加ということで予算が盛ってあるんですが、どんな内訳なのでしょう。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 電気料金の高騰を受けまして、指定管理施設における令和5年度以降の指定管理者の委託料につきましては、電気料金の高騰に伴う増額分について委託料の上限額の増額を行うこととなっております。

令和5年度の更新の対象施設は、今年度実施した公募の際に示した委託料の上限額に電気料の高騰に伴う増額分を加え、今議会に提出している債務負担行為に反映しておるところでございます。

桜本委員 今、改修工事が行われていますよね。その中で、電気料金の高騰に対して、設計の中で配慮しているような部分はないのでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 委員御指摘のとおり、今後、積算が難しいようなものにつきましては、とりあえず概算額ということでお示ししております。概算額で積算をいたしまして、その後、精算するというように対応していこうと考えております。

桜本委員 要は改修工事における中で、例えば、中の電気の使用料というのは、おおむね設備によるものと稼働時間等によるものによって計算されていく中で把握するわけでありませので、まだはっきりしていない時点で、今この追加料金に伴うというのが不確定な中で、このようなものを持ってくるということは、若干違和感があるんですが、その時々の中においてでも説明はつくんじゃないですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 とりあえず、その概算額でお示ししておるところでございまして、あとで精算するという形を取らせていただいております。

桜本委員 増額になるのか、減額になるかは、そのときによって判断するということかと思えます。それで、4年間で1,200万円というのと、年間300万円のアップということなんですが、例えば、この電気料金に伴う部分で、太陽光パネルの設置だとか、何かそういった電気料等のものに、何か目新しいものは何かあるんですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 現在、太陽光パネル等々は考慮していないところでございます。

桜本委員 できるだけ指定管理ということの中においても、やはり効率的な施設の運用というものもありますので、こういった施設でありながらも、積極的に県の施策をつなげながら、負担を少なくするという考え方も持っていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 今、委員の御指摘のとおり、効率化・適正化等さまざまな観点から検討して、サービス向上につなげていきたいと考えております。

小越委員 今回の選定委員の5人の方々は、男女共同参画、ジェンダーの専門家の方はいらっしゃるんですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 男女共同参画の専門家という視点ではないです。女性団体の方は構成員の中に含まれております。

小越委員 男女共同参画のあり方と、指定管理の中身のところで、いろいろそごがあったり、問題があったという中で、選定員の皆さんがその男女共同参画のあり方やジェンダー平等のことについて、専門でないという方々が選ばれたということが一つ疑問なのと、今、萩原なつ子先生や専門家の方々が関わっていらっしゃるんですけど、その萩原なつ子先生初め専門家の皆さん、アドバイザーの皆さんの御意見とか、選定委員会に入るといその経過はなかったでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 選定委員会の構成といたしましては、利用者ということで女性団体の方、あと公認会計士、あとは地域づくりという視点で選定してございまして、専門人材を加えるという検討はなされてはきませんでした。

小越委員 さっきのスポーツ施設は、スポーツにたけた先生方が入っていて、選定員に入っていたんですけど、今回、建物のあり方とか、お金のとこだけで見ているところがちょっと心配です。この山梨文化学習協会の中には、男女平等ですとか、ジェンダーにたけている専門の方はいらっしゃるんですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 これまでの女性団体の活動の中で、やはり男女共同参画、ジェンダー平等という視点は、十分お持ちの方だと、女性団体の方はそういったことをお持ちだということで認識はしております。

小越委員 今回の募集要項の中に、月曜日を休館すると書いてあるんですけど、今現在は第2、第4月曜日なんですけども、今回月曜日を全部休館すると変えたのはどうしてですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 募集要項の中では、第2、第4の月曜日を休館とすること、もしくは全部の月曜日を休館とすることについては、今後、また協議をしていく予定でございませう。

小越委員 今回、全ての料金を取るところにキャッシュレス決済導入というのが入っております。この男女共同参画推進センターも令和5年4月末までにキャッシュレス決済導入をしてくださいと募集要項に書いてありますが、一人一人が入館料とか参加費を払うというのではなく、団体でその貸館を貸してもらうとき、午前中は幾らというので、キャッシュレスで払うというよりも、現金で払うとか、振込とかになるかと思うんですけど、全てキャッシュレスなんですとか、それとも振込や現金も併用していただけるんですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 支払いの方法につきましては、今後また指定管理者と協議していくこととなっております。

小越委員 男女共同参画推進センターは、ネットでの申し込みが今できなくて、ほかの県の施設は予約状況もネットで見れたんです。このびゅあだけはできなかったんですけど、それは今後できるようになるでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 予約状況につきましては、現在もネットで見られるようになっていると承知しているところでございませう。そこで、予約が取れるかどうかというところは、まだネットでの予約はできないのですが、現在はファクス、電話等で予約を取っております。

小越委員 見れたとしても、申し込みは電話か、その場に行って書くんですけど、全てがネットでできるのがいいかわかりませうけど、ネットでの申請ができるということもぜひ検討いただきたいです。

キャッシュレス決済導入ということは、その機器やそれからクレジットカードを含め

令和4年12月定例会総務委員会会議録  
ると、利用料金があるんですけど、それはこの委託料の中に入っているのでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 その金額が入っているかどうかは、すみません。今把握していないところでございます。

小越委員 ほかの施設もみんなキャッシュレス決済導入と今回なっているので、考え方は一緒だと思うんですけど、あとでしっかり説明をお願いしたいと思います。

それで、今回の男女共同参画推進センター募集に当たって、県の求めるサービス水準について、「普及・啓発事業の指標として事業・講座等の募集定員に対する参加者数の割合（定員参加者数とともにオンライン参加を含む）」の目標値が60%以上となっています。「利用者満足度」は90%以上、「公報の男女共同参画に関する情報や講座、センターへの来館促進につながる情報をSNSで発信した回数」が年間50回というのが、県の求めるサービス水準、これに合致していると多分なっていたと思うんですけども、この普及啓発事業という中で、県が男女共同参画の推進に関する事業の基準という中に、調査研究とか情報収集があるんですけども、この男女共同参画推進センターがやるのは、県が示す事業の基準の中の普及啓発というところだけなんですか。それとも、調査研究や情報収集もやるんですか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 募集要項に定めた水準といたしまして、こういった項目を挙げさせているところございまして、それ以外のものにつきましても県のほうで指定管理者に指導していきたいと考えております。

小越委員 となりますと、この調査研究で、県内の個人、団体グループを対象にした企業、NPO法人等の活動にチャレンジする女性の事例調査を行うこととか、随時調査研究を行い調査結果を公表し、講座等に反映させること。これも、この山梨文化学習協会が担っている仕事と理解してよろしいですね。ここまでやってもらうんですね。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 住民へのサービス向上のために、できるだけ指定管理者の方々にはさまざまな取り組みをしていただきたいとは考えております。

小越委員 心配しているのは、男女共同参画センターの建物じゃなくて、中身のところがどうなっているのか、やはりそこをしっかり指定管理者と一緒に力を合わせてやっていかないと。建物の貸館業務だけではだめだということが、ずっと言われている中で、今回の情報収集や調査研究ということで、60%が目標値なんですけど、この山梨文化学習協会で、今までやってきたからいいじゃないかじゃなくて、新たにこういうことをしてもらいたい、新たにこういうことができるという、そういう確認をするものがないと。今までのところがやってきたから大丈夫じゃなくて、新しく男女共同参画をつくりかえる。もっと大きくするという立場じゃないと、この男女共同参画推進していけないと思うんです。その中で、この山梨文化学習協会と県がこれからどのように連携していくのかというのを、もう少し考えがあったら最後お願いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 センターと県との連携強化につきましては、先ほども鷹野委員の御質問の中で答弁させていただいたところでございますけれども、今年度より県職員とセンターの企画担当者からなる会議を定期的で開催しておりますことですか、あとは県民や関係団体の方々との意見交換の場である交流サロン、そういったところに指定管理者の職員を促しながら、同じ気持ちで課題を共有して改善につなげていこうと考えているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 204 号 指定管理者の指定の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 196 号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正**

質疑

(全国知事会議開催費について)

古屋委員 12月補正予算のうち課別説明書、知の2ページの政策企画グループの企画費についてお伺いしたいと思います。

まず第1点は、全国知事会議の開催に関連してでございますが、どのような経過で本県が全国知事会議の開催となったのか、まず、その点について伺いたいと思います。

眞田政策企画グループ政策参事 本県は全国知事会議の開催実績がないということもございまして、全国知事会から、最初打診がございました。その後、知事との協議検討を行いまして、お引受けいたしましょうということになりました。その後、本年7月に奈良県におきまし

令和4年12月定例会総務委員会会議録  
て全国知事会議が開催されておりまして、その場におきまして、正式に決定となった運びでございます。

古屋委員 次、開催場所が決まっているならば、開催場所、そして、その理由等々についてお聞きしたいと思います。

眞田政策企画グループ政策参事 開催場所でございますけれども、八ヶ岳地域での開催を予定しております。その理由でございますけれども、改めまして夏の八ヶ岳高原の魅力というものを全国に発信したいという考えと、加えて当日、視察ということも計画をいたしたいと考えております。その対象としまして、本県が力を入れている水素関連事業ですとか、本県の魅力であるワイナリーとか、そのような視察も考えておりまして、そちらへの移動時間なども考慮いたしまして、八ヶ岳地域ということで予定をしているところでございます。

古屋委員 それで、具体的にこの補正予算1,500万円が計上されているわけでありまして、どのような経費なのか、その内容について御説明いただきたいと思っております。

眞田政策企画グループ政策参事 今回補正予算に計上いたしました1,500万円の経費の内訳でございますけれども、参加される他県の方々、国の方々、全国知事会事務局の方々、多数いらっしゃると思いますが、その方々の宿泊の申込み、登録、また視察の参加の申込み、登録等の作業につきまして専門業者に委託をする経費。先ほど申しあげました視察先へのバスの手配。また、これだけの多くの方々を全国からお見えになりますので、県の魅力も発信したいということで、その企画のアイデアを出していただくようなところも考えてございます。

もう一点の特色といたしましては、知事も申しておりますけれども、全国知事会議におきまして、参加していただく知事の方々に、郡内織の公式ウェアを御用意させていただきまして、着ていただき、群内織をPRしたいということで、郡内織の作成経費も含まれて1,500万円となっております。

なお、会議の会場代ですとか通信機器といった会議本体に要する経費につきましては、全国知事会の負担となっております。

古屋委員 来年の令和5年度の開催であるということから、本来でいけば、来年度の予算ということになるんですけど、今この時期に、なぜこの補正予算を組んだのか、その辺についての御説明をいただきたいと思っております。

眞田政策企画グループ政策参事 全国知事会議は、明年、令和5年7月24日から26日の予定となっております。

先ほど申しあげました、いろいろな登録作業を行うに当たりまして、業者のほうも、その準備に一定の時間を要します。

当初予算に計上した場合、どうしても事業の着手が4月からとなり、7月末の開催と

令和4年12月定例会総務委員会会議録  
なりますと準備期間が厳しいということもございまして、今回、12月補正予算に所要  
経費を計上させていただくというものでございます。

また、今年度中に契約を締結、事業自体は来年度までかかるといったことございま  
すので、あわせて繰越明許費をお願いさせていただいているということでございます。

古屋委員

承知しました。先ほどもちょっと出ていたんですけど、郡内織の作成経費なども入っ  
ているということで、実は私の地元は、ワインが盛んなところでございまして、これは  
全県で、あちらこちらでワインをつくっているんですけど、山梨県はワイン県というこ  
とで、長崎知事は当初そのような名前をつけて振興を図っていますが、ワインの魅力を  
発信する、そういった機会も大事だと思うんですが、その辺の考え方、取り組みについ  
てはどのように進めていくのか、お考えを聞きたいと思います。

眞田政策企画グループ政策参事 委員御指摘のとおり、ワインというものは、本県に根差しました貴重  
な文化という側面も持っていると認識してございます。

先ほど申しましたとおり、全国知事会議におきましては、視察ということで、本県の  
ワイン文化をPRするために、ワイナリーの視察も御用意をしたいと考えております。

また、意見交換会もございまして、そこにおきましては、今考えているのは、複数の  
県産ワインを御提供いたしまして、本県でつくられるワインの多様性とか、奥行きの高  
さとか、そういったものを堪能していただきたいと考えております。

また、あわせまして、県外から報道機関の方々も来県されますので、そのような方々  
にも情報提供しながら全国への情報発信ができるよう取り組みを進めてまいりたいと  
考えております。

古屋委員

承知しました。ワイン以外にも、さまざまな県産のものがございまして、そういった  
ものを積極的にPRする大事なチャンスだと思いますが、全体的な取り組みについて  
のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

眞田政策企画グループ政策参事 第一に、全国知事会議の事務局とも十分調整を図りながら、円滑な会  
議の運営に努めていくこと、それが基本中の基本であると認識しております。

それに加えまして、全国の知事が一堂に会するということと、国、経済界の要人の方々  
も来県される見込みともなっております。そういったところを踏まえまして、本県が今、  
力を入れています脱炭素に向けた取り組み、水素関連の取り組みであるとか、また本県  
に根差した文化であるワイナリーなどの視察、また意見交換の場におきましては、例え  
ば、今、力を入れていますジビエとか、そういったものを活用した本県の食材を生か  
したおもてなし、また、先ほど申しましたけれども、郡内織のウエアを活用した会議で  
の着用などを通じまして、本県の魅力をより知っていただくような運営もあわせて行  
いたいと考えております。

古屋委員

最後に、大変重要な会議と同時に注目されている会議になろうかと思っております。  
いずれにしても、全国知事会との連携をしっかりと図っていただいて、円滑な運営



をしていただきたいと思います。

同時に、やはり相乗効果が期待をされないと、これだけの県税を使ってやるわけでありますから、しっかりその辺は取り組んでいただきたいと思いますということを要望して終わりたいと思います。

卯月委員長 先ほど、小越委員から質問がありましたキャッシュレス決済の経費について、執行部から答弁したい旨の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 先ほど御質問のありました、山梨県立男女共同参画推進センターのキャッシュレス決済に関する経費につきましては、提案額の中に含まれていることを確認いたしました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※請願第1－2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について

意見

桐原副委員長 この請願に関しましては、核兵器禁止条約に関することであり、国の外交・安全保障政策とかに関連していることですから、地方議会が意見を出すということに関しましては、慎重に判断をしなければならないと私は考えます。

したがって、現時点では、この請願については継続審査とするべきだと考えます。

小越委員 2022年10月5日現在、全国1,788自治体のうちの36%、645自治体で同様の、国に署名批准を求める意見書が採択されています。岩手県、長野県、三重県、鳥取は趣旨採択ですけれども、沖縄県、県レベルでも5県が採択しています。岩手県では100%の自治体で、この請願が採択されています。青森市、盛岡市、山形市、福島市、新潟市、広島市、高知市、松山市、徳島市、福岡市、長崎市、宮崎市、那覇市。新潟、秋田、広島、岡山は、7割を超える自治体で採択されています。これこそ地方議会から国に対して、国民の願いである核兵器禁止条約の批准を求めることを地方議会から出すのが当然であります。

2017年7月に国連で採択され、2021年1月にホンジュラスが批准採択して発効しました。現在91の国が署名し、68の国が批准しています。唯一の被爆国である日本こそ、この核兵器禁止条約に署名批准することが最もふさわしいと思っています。

各地方議会から国民の声を、山梨県民の声を集めて、この請願を採択するべきだと思います。慎重に審議するというのであれば、皆さん一人一人から、どのような意見があ

るのか、私は聞きたいと思います。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

**※請願第2-4号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて**

意見

桐原副委員長 選択的夫婦別姓の導入については、婚姻制度や家族のあり方と深く関係しており、国会においても、まだ慎重に審議をされている状況であります。ですから、県議会としても、国の議論の動向を注視しながら慎重に判断する必要があると思います。したがって、本請願は継続審査すべきと考えます。

小越委員 夫婦同姓を位置づけているのは日本だけです。それは国会の答弁でも明らかになっています。日本の伝統的なものではありません。

1876年、庶民の氏のあり方が規定されたときに夫婦別姓でした。同じ名字を名乗るのは明治のとき、男性優先の家族内序列がつくられたときです。1947年に家制度は廃止されました。家制度に基づく夫婦同姓というのは、50年足らずの歴史です。

平成30年の衆議院の法務委員会では、夫婦同姓を採用しているのは日本以外にはないと答弁されました。また、令和3年にも、選択的夫婦別席制度が導入されても、戸籍の機能や重要性は変わらないと答弁されています。

全国では358の自治体で、同じような請願が採択されています。愛知県、香川県、北海道、埼玉県、東京都、岩手県、滋賀県、神奈川県、大阪府、三重県、千葉県、2回採択されている県もあり、全会一致の議会も多くなっています。

山梨県が世界のトップランナーを目指すというのであれば、世界標準である選択的夫婦別姓を山梨県から求めるのは当然であります。この選択的夫婦別姓制度を求める請願、採択するのが筋だと思います。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

**※請願第2-5号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出すること**

を要望することについて

意見

鷹野委員

本請願につきましては、継続審査すべきと考えます。

桜を見る会については、捜査が終わっていないことから、今後の動向を注視していくことが重要であるかと思えます。

したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

小越委員

今、桜を見る会の全容が明らかになっていないという話もありました。だからこそ、国会で徹底審議をするべきです。安倍元総理大臣が亡くなったからとして、曖昧にすることにはできません。公費、税金が使われていたのかどうか、公職選挙法違反などではないか、この疑惑を解明しなくてはなりません。国会で徹底審議をする、この請願を採択すべきだと思えます。

討論

なし

採決

採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

※請願第2－9号 「学生に対する支援の抜本的な充実を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

桐原副委員長

国では、学生に対して手厚い就学支援制度を実施しており、県では、県ホームページを活用して、大学生等をはじめ、広く県民に支援制度を周知しているところであります。

今後も引き続き、学生を取り巻く環境の変化と、国や関係機関、制度等を考慮しながら支援を行う必要があることから、本請願は継続審査することが適当と考えます。

小越委員

就学支援金は、漏れている学生がたくさんいらっしゃいます。

今、コロナ禍に加え、物価高騰、電気代など、学生生活をさらに深刻化させています。

先日、県立大学の学生が言っていました。省エネでエアコンとかポイントがつくといっても、今、買うお金もないし、電気代をどうやって節約するか、エアコンを切るかどうかの瀬戸際だと。

県内でも学生への食料支援が行われ、長蛇の列になっています。学生に対する抜本的な支援をすることこそ、山梨県がすべきだと思えます。採択すべきです。

討論

なし

採決 採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

**※請願第3－6号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求めることについて**

意見

宮本委員 継続審査すべきと考えます。

この請願、沖縄の新基地建設に関わるものであり、新基地は国防上の必要性があつて建設されるべきものでありますので、国の動向等を注視しながら慎重に判断すべきであると考えます。

小越委員 同様の請願は、沖縄県、奈良県、愛媛県で採択されております。新基地建設に使うかどうかということよりも、戦没者の遺骨が入っている土砂を使うということ自体が、人道的に許されるものではありません。この請願を採択するべきだと思います。

討論 なし

採決 継続審査について、起立採決の結果、可否同数となり、委員長採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

**※請願第4－8号 米軍による山梨県上空での空中給油訓練を行わないことを求める意見書の提出について**

意見

宮本委員 継続審査すべきと考えます。

国の安全保障に関わることであり、防衛省では地域住民の方々に不安を与えることのないよう、引き続き適切に対応していることから、今後の動向を注視していくことが重要であります。

小越委員 採択するべきだと思います。

請願書にもありますが、3月、6月、9月、11月、山梨県の上空でアメリカ軍による空中給油訓練もしくは空中給油が実際行われました。

アメリカ軍に対して、山梨県が説明を求めたところ、3月に実際に空中給油をやった

と答えております。

危険な空中給油訓練は、陸地の上ではやらないと国会で答弁されています。しかし、山梨県の上空で頻回にこれが行われている。国会答弁と矛盾いたします。

国に対して、山梨県民の命と安全を守る立場から、山梨県議会が空中給油訓練を行わないことを求める意見書は当然のことです。この請願を採択し、国に対して、山梨県上空での空中給油訓練を行わないことを強く求めるべきだと思います。請願を採択すべきだと思います。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

(未来のトップアスリート発掘事業「甲斐人の一撃」について)

桐原副委員長 きょうの読売新聞にも、この未来のトップアスリート発掘事業「甲斐人の一撃」、2期生募集ということで記事が載っておりました。

比較的マイナーと言われるスポーツにも光が当てられて、小学生のうちからすぐれたアスリートの育成というのは、とても素晴らしいことだと思っております。

また、子供たちもですが、親御さんにとっても新たなスポーツ競技に初めて触れるケースも多いのではないかと思います。初めての経験というのはとても大切であると思います。これは、私が重量挙げをやっていたからということではありません。

やはり子供の能力というのは、ものすごく高いんです。それをいかに早いうちに、その特性を見抜いて、より合った競技を紹介するかということで、未来のトップアスリートをこの山梨県からどんどん輩出するというのは、可能だと思っております。

そんな中で、未来のトップアスリート発掘事業「甲斐人の一撃」の実施状況について、まず伺います。

渡辺スポーツ振興課長 「甲斐人の一撃」の実施状況につきましては、感覚神経が発達する世代と言われている小学校5年生を対象に、6月から7月にかけて募集を行いまして、8月に約60名が参加する中で、走力や瞬発力などの体力測定会を実施いたしました。

そのデータなどを基に専門家が見て、9月に20名を選考しております。10月下旬からはカヌーなどの4競技におきまして、一月4回のペースでその4競技の体験をする教室を開催しているところでございます。

また、1月には、基礎能力の向上合宿ということで、栄養学などのプログラムを含んだものを親御さんにも提供するというのを計画しております。

また、2期生も12月から募集を開始する予定でございます。

桐原副委員長 このトップアスリート発掘事業ですが、ウエイトリフティングであったり、カヌーであったり、競技は承知をしておりますが、この対象競技をふやすというような予定があるのか、お尋ねをいたします。

渡辺スポーツ振興課長 本年度は、専門家とか練習環境、指導者の状況も踏まえまして、ウエイトリフティング、レスリング、ホッケー、カヌーの4競技を実施する予定でございます。

第2期生、5年度以降につきましては、これに加えてライフル射撃やクライミングなどの6競技を追加いたしまして、10競技を実施したいと考えております。

桐原副委員長 各競技で質の高い競技体験を子供が受けるということがとても重要だと思うんですが、この点についてどのように工夫して取り組まれているのか、お尋ねをいたします。

渡辺スポーツ振興課長 事業の実施に当たりましては、専門家から指導、助言を仰ぐために、スポーツ科学の学識経験者や競技団体の役員、スポーツドクターなどからなる運営議会を設置いたしまして、体力測定や候補者選考のための専門部会を設置しております。

また、この質を確保するために、競技の専用の会場で体験教室を行うとともに、指導者につきましては、各競技団体にコーチライセンスを持っている方から指導していただいて、十分な指導環境を整えております。

さらには、中高生や地元のジュニアクラブチームなどの選手の活動に参加していただいて、一緒に触れ合うことでコミュニケーションを図っていただいて、競技の楽しさを体験していただいております。

加えて、クオリティーを上げるということでございますと、本県関係のオリンピック選手から直接指導を受ける機会を設定いたしまして、子供たちに競技に対する意識の高揚を図っているところでございます。

桐原副委員長 幼少期にオリンピックから競技を教わるという体験ができるというのは、本当に素晴らしいことだと思います。小学生や中学生であっても、世界の大会に出た、またテレビで見ると選手が直接指導してもらえるとというのは、ものすごい感動があるんです。

ですから、自分もできるんじゃないかとか、向いているんじゃないかとか、その競技をとことんつき詰めてやっていこうとか、また逆にその競技に携わらなくても、そこで努力した経験というのは、必ず社会に出たときに役立つと私も実感しております。

ぜひ、今後も優れた指導者や体験環境を整えて、競技の魅力を十分伝えるよう進めていただき、3期、4期、5期、6期と継続的にこの事業を推進していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

(山梨をこよなく愛する女性の集いについて)

宮本委員 12月8日にプレスリリースされた「山梨をこよなく愛する女性の集い」について、ちょっとお伺いしたいんですが、これが明後日、12月15日に山梨市市民会館で行われると。その演題が「山梨県政このままでよいのか、男女共同参画社会」ということで開催されるということですが、県としてこのことを承知しているのかお伺いしたいと思います

います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 先週プレスリリースされておりまして、庁内でも情報共有がありましたので、当官でも承知しているところでございます。

宮本委員 この主催が「山梨をこよなく愛する女性の会」という会ということですが、この会はどんな団体なのか、県として見解を求めます。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 当官に関係する団体、例えば補助先ですとか委託先ですとか、そういった実績はございませんでして、NPO法人の所管課に確認をいたしましたけれども、法人の認証等はされておらず、どのような活動を行っている団体かは、現段階では把握していないところでございます。

宮本委員 ちょっと角度を変えて、この会の講師に招かれているのが、山梨県女性団体協議会の会長の深沢さんという方なんですけれども、この主催団体とこの女性団体協議会との関係はどういったものなのか、また講演の内容というのは、県は承知しているのか、お伺いしたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 山梨県女性団体協議会は、25の団体で構成されておりますけれども、当該団体の構成団体ではないと承知しております。

また、当日の講演の内容につきましても、把握していないところでございます。

宮本委員 わかりました。たしかこの山梨県女性団体協議会というのは、県から過去も含めて毎年58万円から60万円の補助金が支出されているとことを記憶していますけれども、法令上、地方公共団体からの補助金は、非常に公益上必要があるところに支出すると。また、公益性、公平性、これを担保できることが地方自治法や、あるいは補助金の適正化に関する法律、こういったものにも明記されていると。

この山梨をこよなく愛する女性の集いという会ですが、これには来賓に今回の県知事選に出馬を表明されている志村直毅氏が来賓として話をするということになっていて、非常にこの会は限りなく政治的要素が強いと見受けられるんですが、県から補助金をもらっている団体の会長が、こういった政治的な集会に出て話をするということは、普通はあり得ないことであると、県民から疑念を招きかねないと考えているんですが、当該団体の政治的中立性が保たれていると県は考えているのか、意見を伺いたいと思います。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 山梨女性団体協議会は、教育、健康、あと地域活動等、多分野にわたって全県の女性団体により構成されていて、団体間のネットワークづくりや女性団体リーダー養成のための研修、または関係機関との連携による各種事業参加等を積極的に実施している団体だと承知しております。また、女性団体協議会がこれまで取り組んできた補助事業の内容におきましても、客観的に公益性が十分認められるということで、これまでも補助してきたものでございます。

今回の女性団体協議会の会長さんは、講師に依頼されて出席するということではあるんですけども、現段階では、その政治的中立が保たれている団体、協議会と認識しているところでございます。

宮本委員 当然、答弁としては中立が保たれているという県としての見解は、よくわかったんですが、ただ今申し上げたとおり、このテーマも「山梨県政このままでいいのか、男女共同参画社会」ということで、非常にバイアスがかかっている。中立なのかどうか、私は中立性があるように感じられないんですけども、この案件に関し、県として今後どのように対応していくのか最後に伺います。

染谷男女共同参画・共生社会推進統括官 先ほど宮下推進監が申しましたとおり、現段階では、中立性が確保されていると考えてございます。

しかしながら、当日の発言内容等を確認する中で、仮に政治的中立性が保たれていないということが判断できました場合には、適正に対応してまいりたいと考えております。

(女性団体協議会への補助金について)

桐原副委員長 関連で、今、宮本委員からの質問の中で、この女性団体協議会に補助金が支出されているという話であったんですが、これはどのような補助金なのか、お伺いをいたします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 山梨県の女性団体協議会への事業費補助金につきましては、女性側の社会参加を促進するための力をつけるというか、エンパワーメントを目指しておりまして、そのエンパワーメントを目指して山梨県女性団体協議会が実施する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付しているものでございます。

また、補助金の対象経費は全体、または部会ごとで行う講演会や意見交換会など研修事業や女性問題等に関する調査ですとか、先進地の視察、広報活動事業などに要する経費でございます。

桐原副委員長 その補助金の使い方やその目的などについては、県では確認をしているのでしょうか。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 補助金の対象につきましては、先ほど申し上げましたとおり、女性が社会参画を促進するための講演会や、女性問題等に関する調査などでございまして、補助金の交付申請時には、事業計画及び具体的な活動目標が補助金の使途ですとか目的に合致しているかを確認しているところでございます。

また、事業報告時には、支出証拠書類の確認に加えまして、事業報告書における研修内容の確認や必要に応じてヒアリングなどを通じて、ほかの補助金もそうですけれども、適正にチェックしているところでございます。

また、今年度からは補助金の事務の手順ですとかスケジュール、対象となる経費や各種手続の具体的に説明をした補助金マニュアルを作成しまして、補助金の適正管理にさらに努めているところでございます。



桐原副委員長 補助金の使い方をしっかりされているという確認ができました。たしかこの女性活躍というか、男女共同参画推進の目的の補助金は、今の話と別に何かあると、記憶をしているんですけど、その補助金は、どのような違いがあるのかお尋ねをいたします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 女性団体協議会の事業費補助金は、教育、国際交流関係団体、健康福祉関係団体または環境関係団体など、全部で先ほども申し上げましたとおり25団体で構成されている山梨県女性団体協議会が実施する全体、または部会などでの研修会ですとか広報活動など、本県の女性活躍促進に関する面的な取り組みを支援しているものでございます。

一方で、桐原委員が御指摘の促進補助金というものを昨年度新設したところでは、男女共同参画活動促進事業費補助金は、地域におけるジェンダーギャップの解消を図るため、山梨県女性団体協議会構成団体25団体を含む地域課題解決のため、主体的に取り組むさまざまな団体に対して、個別的な支援を実施するものでございます。

桐原副委員長 どちらの女性団体の活動を補助するのかということで、これはちょっと僕もなんですけど、多分わかりにくいと感じます。

例えば、わかりやすいように統合するとか、見直しを含めて検討するとか、昨年から出たものだというのですが、その辺に対して実施してみて、現段階の見解をお尋ねいたします。

宮下男女共同参画・共生社会推進監 それぞれの補助金には、事業の実施主体ですとか、経費の内容に相違があるんですけども、双方とも地域におけるジェンダーギャップの解消を図るためには、必要なものと認識しております。

ただ、県全体で男女共同参画の実現を目指していくためには、委員が今御指摘していただいたとおり、利用者にとってわかりやすいという、そういった視点も十分大事だと思っておりますので、必要な見直しについては、今後検討していこうと考えているところでございます。

(教員と高校生に向けた知事のメッセージについて)

鷹野委員 学校現場へ知事のメッセージを発したということで、幾つか御質問させていただきま

す。  
令和4年11月28日付の文書で、教員と高校生に向けた知事のメッセージについて、知事政策補佐官が教育長宛てに、県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員と公立高等学校の生徒宛てに、知事のメッセージを配布するよう指示したと認識しておりますけれども、この指示についてはどのような制度、規定に基づいて行ったのか、お伺いしたいと思います。

眞田政策企画グループ政策参事 教員の人材確保という大きな課題がございまして、その中で教育現場において普段生徒さんと接している教員の方々の活動を通じまして、教員の魅力というもの

は生徒さんに伝わると考えております。

もう一方で、生徒さんたちもこれから進路を今後考えていく状況を踏まえまして、知事からメッセージを発したいということで、斉木知事政策補佐官とメッセージの内容等を検討いたしました。文面の発出については、県立学校で言えば県の教育委員会、市町村で言えば市町村の教育委員会、あと学校設置者等ございますので、文書の方のメッセージの発出をお願いしたいということで、御依頼を差し上げたという経過と認識しております。

鷹野委員 公務員の地位利用という、いろいろ難しいところもございますけども、このような知事メッセージについて、過去に例はあったんでしょうか。

眞田政策企画グループ政策参事 申し訳ありません。現時点においては、承知をいたしておりません。

鷹野委員 メッセージの配布先が、全教員と高校の生徒となっておるわけですけど、小中学生には配布しないということではありますが、なぜ配布しないのかお伺いしたいと思います。

眞田政策企画グループ政策参事 将来の教員を担っていただきたいという人材という観点から、今後、進路を具体的に検討する年代である高校生対象に、メッセージを発出したと認識しております。

(女性団体協議会の会長について)

小越委員 確認なんですけど、先ほど宮本委員からありましたその女性団体協議会の会長がやっているのは、県が今回5万円の補助金を出している事業なんですか。さっき統括官が確認するって言ったんですけど、確認して助成金を返還するという事なんですか。5万円で男女共同参画に資するような事業をたくさんやってくださいとやっていますが、その補助金を出しているわけじゃありませんよね。あれに出しているんですか。

染谷男女共同参画・共生社会推進統括官 その催し物に関して、県の補助金は使われていないという認識でございます。

小越委員 もしこの補助金5万円使って、立候補予定者である方がくるのは、それはちょっと不適切と私は思うんですけども、女性団体協議会の会長がそこに行って話をするのは、長崎知事っていう名前の方が、そこに行って話をすると同じ。

女性団体協議会は、私もその女性団体協議会に入っている組織の会員の1人でありまして、幅広い方々が入っています。前に牛奥さんが会長さんをされていましたが、女性団体協議会は、女性運動、男女共同参画をまとめていく中心的な、全県に幅広い各層の方々が入っている団体ですので、例えば、青年会議所ですとか、商工会、そこの方々の会長さんがそこで話をするということであり、それについて統括官が不適切だったら取り消しとか何とか、それはどういうことなんですか。それこそ発言は不適切ではありませんか。

染谷男女共同参画・共生社会推進統括官 適正に対処しますということなので、発言内容の中に、政治的な中立が損なわれるようなものも含まれているということであれば、そこは中身を検討しなきゃならないかなということでございます。

小越委員 それは、例えば商工会の会議の会長さんがそういう話をしたときに、政治的発言があったら、じゃあ商工会議所の方々の補助金とかを削減するということになると思うんです。だから、何が不適切でどう対処するって、何をもって対処するっていうことですか。

染谷男女共同参画・共生社会推進統括官 申し訳ございません。現段階で具体的な内容は申し上げることはできませんので、そういうことがあるようであれば、そこはしっかりと適正に対処していきますというお話でございます。

宮本委員 先ほどから申し上げましているように、この団体の会長名でそもそも講師をするというところが非常に中立性を損なっていると見受けられますし、かつ、そもそも演題が、山梨県このままでよいのか男女共同参画社会というところ、はっきり言って非常に政治的な匂いがぶんぷんします。

加えて、ここになぜ知事選に出馬する志村直毅氏が出ているのかということも含めて、そういったところに、そもそも補助金をもらっている団体の会長として出席し、何を言うのか、それはわからないですけども、これは非常に政治的な観点から見れば公平性、公益性を欠くのではないか。そこに、そもそも県が助成金を出すということ自体に問題があるのではないかということの問題視しているわけです。そのことについて、もしよければ意見お願いします。

染谷男女共同参画・共生社会推進統括官 先ほど御答弁申し上げたとおり、そこは現段階では政治的な中立が図られているものと考えてございますが、当日の発言内容などで、総合的に考えまして、そこが損なわれるようなことがあるようであれば、適正に対処していきたいと考えております。

古屋委員 私は今この話をちょっとニュースでも見たんですけど、実は私の地元で開催するというのですが、御案内はいただいておりません。そういった意味では、この政治的に何かあるのかなんて今ちょっと思ったんですけど。

それはそれでさておいて、委員長、一覧表で資料を。この補助金、今この女性団体を含めて、どういうところにこういう関係の補助金が出ているのか、ちょっと内容がわからないものですから、まずその資料請求をお願いしたいと思いますが、よろしく願います。

卯月委員長 ただいま、古屋委員から要求がありました資料につきましては、委員会として執行部に資料要求いたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

執行部に申し上げます。先ほど古屋委員から要求のありました資料につきましては、作成の上、委員会終了後、各委員に配付願います。

小越委員

女性団体協議会が何かその政治的発言をするかどうかって、たまたま深沢さんっていう人が女性団体協議会の会長ということで肩書を出したかもしれませんが、じゃあ、商工会議所の会長の方が、とある政党の誰かのことをするときにはチラシをつくる、別にこれは県から補助金をもらっているフォーラムでも何でもないので、それは一人一人の思想信条の自由でやっているわけであって、そこに商工会議所の会長であったら、じゃあ、それはだめなのかっていうことと同じですよ。

男女共同参画、その女性団体協議会の会長という、その肩書あるからだめだとなりますと、じゃ商工会議所の会長の人は、そういう催し物のときに自分の意見を言うことができないのかって、それを県がいいとか悪いとか判断するってことはおかしくありませんか。それは一人一人の信条の話ですから。そうじゃありませんか。それを何だかチェックするっていうこと自体が、私はそれこそ不適切だと思います。

(教員と高校生に向けた知事のメッセージについて)

先ほど、鷹野議員から話がありました、山梨県知事長崎幸太郎っていう名前で学校の先生方にメッセージを出したという話ですけど、11月になぜこんなときに出すのかです。卒業式のときに出すのはわかります。なぜ11月に今この時期にやったんですか。

眞田政策企画グループ政策参事 当該文書につきましては、教員の確保という大きな課題に対する行政目的のもとづきまして、行政的な文面としていくことで、メッセージを発信したと認識しております。

また、コロナの中でいろいろと制約する中で、学校現場でいろいろと取り組んでいただいている先生方やまた学生さんたちに対して知事からの思いを伝えまして、これからの教育の現場を担っていただく人材になっていただきたいというメッセージを発出しているものでございます。

まだ11月末ということですので、いろいろと具体的な進路等々も高校1年生、2年生、3年生の中で具体的に考えていくような時期も迎えてくるということもございまして、発信したものであると認識しております。

小越委員

それだったら中学3年生の方々に高校進路を選ぶときに、それを選んでもらうということも必要だと思うんです。

学校の先生への中で、最後のところに「教育環境の充実を県政の最重要課題と捉え、政治生命をかけて、あらゆる困難を乗り越えて努力することをここにお誓い申し上げます」って書いてありますよね、長崎幸太郎っていう名前です。11月。なぜ11月にこのような文書を学校の先生に、子供たちに、子供たちは違う文書ですけども、政治生命をかけてお誓い申し上げますというのはどういうことなんでしょうか。どういう意味があるんですか。

眞田政策企画グループ政策参事 県を代表する知事の考えといたしまして、教育施策について、しっかり取り組んでいくという考え方を示したものと認識しております。

小越委員 それも不適切なことじゃないかと私は、ちょっと引かかるものがあります。この話ではなくて、違う事項をさせていただきます。

(米軍による山梨県上空での空中給油訓練について)

まず1つ目は、空中給油の件についてです。10月25日に、防衛省が山梨県に対して空中給油の回答をしました。10月3日か4日に、県が防衛省に確認すると言っていましたけれども、この回答が10月25日に来ました。

空中給油については、在日米軍の運用の柔軟性を向上させ、実効的な対処体制を確保する不可欠な機能を果たすものであり、各種の安全対策を講じた上で、従来から実施している。3月23日に山梨県上空で空中給油を実施した。運用上の所要にもとづいて行ったものであり、具体的には東富士演習場において、訓練中の米軍機を支援する必要性から空中給油を行なったものであり、その他個別の空中給油とは、一般的にはその有無も含め運用の観点から逐一答えない。

この回答について、山梨県としての見解をまずお伺いします。

佐藤北富士演習場対策課長 10月25日、防衛省から委員が御指摘されました内容につきまして、お答えをいただきまして、県といたしましては、県民から寄せられた御要望などにつきましては、引き続き防衛省に提供いたしまして、米軍の運用情報などを求めてまいりたいと考えております。

小越委員 よく分からないけれど、何を求めているって今言いました。

佐藤北富士演習場対策課長 失礼いたしました。引き続き情報提供を求めていきたいと考えております。

小越委員 情報提供とは何を指しているんですか。

佐藤北富士演習場対策課長 米軍の運用情報を含めた内容と考えております。

小越委員 ということは、空中給油を実施することを先に知らせてくれということですか。

佐藤北富士演習場対策課長 その点も踏まえて、防衛省と情報を共有してまいりたいと考えております。

小越委員 この空中給油訓練は、先ほどの請願のときに言いましたけれども、陸地の上ではやらないと国会で答弁繰り返していますよね。今回も国会で確認したら、これは生きています。空中給油訓練は、陸地の上ではやらないと国会答弁は生きています。今回のこの回答書の終わった後に、私は、防衛省に確認しました。その国会答弁は生きていますと言っ

令和4年12月定例会総務委員会会議録  
ていました。空中給油訓練は陸の上ではやりませんって答えていました。でも、今回は空中給油をやったと、訓練をやったということですよ、もっと危ないことですよ。これについて山梨県は抗議しないんですか、中止求めないですか。なぜですか、それは。

佐藤北富士演習場対策課長 防衛省からは、安全な飛行を確保できることを考慮した予防措置であったり、安全手順を実施するなど確認しているという回答がございました。

また、地域住民の方々に不安を与えるということのないよう、安全面に最大限配慮して引き続き適切に対応するという考えがあるということで説明をいただきました。

県といたしましては、県民が不安を感じるということのないよう、適正な対応を求めているところでございます。

小越委員 しないということですよ。山梨県とすると抗議はしないと。適正にやってくださいと言っても、これからもやりますよって言っていますよね。アメリカ軍は、それ以上答えないと言っていますよね。

もし万が一落ちたときに、山梨県として責任どうするんですか。実際に落ちているから陸地の上ではやらないって国会答弁しているんですよ。山梨県として抗議もしない、中止も要請しない、ただどうなっているか教えてください、それじゃ県民の命守れないですよ。山梨県がどうしてこれで上質な観光地になりますか。

そしてさらに先日、山日新聞の一面にありましたミサイル防衛を山梨にも配備するというような動きがあります。迎撃ミサイルの配備を山梨県でもするのではないかと、山日の新聞の報道がありました。

今回国会でやっている安保の3文書だと思うんですけども、これについて、山梨県はどのように見解を持っていますか。

佐藤北富士演習場対策課長 ミサイル防衛につきましては当課の所管ではございませんが、北富士演習場に関係、影響があるかないかを考えまして、本県も南関東防衛局に問合せを行っております。

小越委員 見解はないんですか。こういう報道されて山梨県はやめてくれとか、危ないんじゃないかと思いませんか。迎撃ミサイルを配備して、逆に敵からするとそこを狙われるかもしれない。もし北富士とか忍野であれば一番の観光地ですよ。山梨県は上質な観光地を目指すんですよ。そこに迎撃ミサイルが配備されて、それが逆に敵基地攻撃をして、逆に向こうから狙われたときに山梨県はどうしますか。見解とか抗議するとか、国に中止を求めるとか、どうしてできないですか、そこを聞いているんです。

佐藤北富士演習場対策課長 国の回答といたしましては、現在答えできる段階ではないということで、私たちのほうも情報がまだ錯綜しておりまして来ておりません。いずれにしても、引き続き情報を求めていくとともに、政府の動向を注視していきたいと考えています。

小越委員 この問題は、長崎知事をはじめ山梨県が県民の命を守らず、国に一言も抗議をしない

令和4年12月定例会総務委員会会議録  
ということが。本当に明らかになったと思います。

(官学民連携の新組織創立の報道について)

2つ目に、先日12月2日にNHKが報道しました富士山の魅力を向上、山梨県が産官学民連携の新組織創立へ。富士五湖自然首都圏フォーラムと名づけられた新たな組織、最高顧問に大村智さん、それから隈研吾さん、前参議院の山東昭子さんが就任する方向で調整が進められているとあります。このフォーラムの経過、狙い、スケジュールについてお伺いします。

眞田政策企画グループ政策参事 富士五湖地域の一層の発展を目指しまして、さまざまな立場の方々からのお力をいただきながら取り組みを進めるというようなフォーラムの設立に向けまして、さまざまな検討、資料収集等を行っているのは事実でございますけれども、あくまでもまだ検討中でございますして、内容が確定しているものはなく、県として正式にお答えできる段階にはございません。

小越委員 でも、ここに大村さんや隈研吾さんが顧問として進められています。それで、今月下旬には都内で新たな組織を発足させるって書いてあるんです。顧問という限りは、その費用弁償ですとかお金だっかかるわけですよ、そのスケジュールを誰も皆何も知らないで、どうしてNHKが報道したんですか。これはNHKの誤報ってということですか。

眞田政策企画グループ政策参事 NHKさんで報道されておりますけれども、NHKさんの独自の取材に基づきまして報道されているものと認識しております。

小越委員 ということは、事務方は何も知らずに、大村先生や隈研吾さんや山東さんが就任するっていうことを誰が決めたんですか。誰が今月下旬に新たな都内でやるって決めたんですか。事務方が何も知らなくて、この最高顧問っていうのは誰が決めたんですか。

眞田政策企画グループ政策参事 繰り返しの答弁になりますけれども、県として検討を行っているのは事実でございますけれども、確たるものが出ているというような段階にはございません。

したがいまして、NHKさんで報道されておりますけれども、独自の取材ルートに基づいて取材して、NHKさんにおいて報道しているものと認識しております。

小越委員 事務方も知らないのにNHKに聞いてくれっていうのは、NHKが山梨県のことを答えられますか。

これは誰がどうやって決めたのか、何にも経過がわからず、もう今月下旬にやりますって、そんな事務組織ありますか、県庁組織で。もう今月下旬やるって書いてあるのに、それは私たち知りませんって。誰が決めたんですか。知事が独断でこれ決めているわけですか。そういうことになっちゃいますよ、これだと。

これは本当に組織としていかなものかと思えます。

決まり次第、しっかりお金のこともあわせて説明していただきたい。このお金がどこ

から出ているかわかりませんが。

(私立小学校のいじめについて)

最後に、私立の小学校についてお伺いします。

私立の小中学校にも学校教育法が適用され、教員の配置やいじめ防止推進法が適用されるという理解でよろしいでしょうか。

林私学・科学振興課長 いじめ防止推進法は私立学校にも適用されます。

小越委員

先日、私のところに、ある学校の保護者の方と当事者の方がお見えになりました。

ある学校の保護者の方から、学校の先生から「お前の名前がおかしい」、「あんたも俺の手の上で転がされているんだ」、こういう発言があったそうです。小学校4年生の男子の方に確認をもらって、しゃべってもいいということで、皆さんにお話します。

ここに先生の名前があるんですけど、何とか先生にヘッドロックをされて、「お前悪いことをいつもしていて、人をいじめているんだろう。何回言ったらわかるんだ」と毎回すれ違うたびにひどく言われました。

そして当時3年生だった男子は、何とか先生に耳を引っ張られて、マスクを引きちぎられて地面に投げ捨てて、どなられました。そして僕が急いでいたときに、先生が「お前来い」と言われて行ってみたら、ロバクで意味のわからないことを言われて、「どこか行け」と言われてとても怖かったです。

これについては、いじめだと思いますか。

林私学・科学振興課長 教員が生徒に対するというのが、いじめかどうか。

いじめというのは基本的に生徒同士という理解でおりますけれども、それ以外の例えば、ほかの法律で、例えば傷害とか、けがをしているということであれば、そういうようなことがあるのかと思いますけれども。あとは、それぞれの学校におきまして、学則というものを決めておりますけれどもそういったもの、あとは各学校で不法行為を申し出る窓口を設けるというようなことが、それぞれの学校でやられていると思いますけれども、そういったところにお問合せをいただくような内容かと思っております。

小越委員

これは、いじめでなかったら虐待じゃありませんか。教師から子供に対する虐待じゃありませんか。これは、どこに相談すればいいんですか。

子供が、先生に「お前の名前が悪い」からといって、ヘッドロックされて、「あっち行け」と言われて、これが原因で不登校になって、今カウンセリングにかかっているらしい。

保護者の方は訴えていますよ。この話を担当課にも何度も言っているそうです。

公立の学校だったら教育委員会に言ったそうですが、でも、これは私立でしたから教育委員会でないと言われた。私立だから県に言った、警察にも言った、マスコミにも言った。誰も取り上げてくれない。

先日、私のところに当事者が来ました。中学2年生の女子の保護者の方が言いました。



「2月に突然呼び出されて転校を強要されました。履修していない、毎日体温の検査をしていない、書き初めも出していない、だから転校だ」と。

履修していないことを聞きましたら、国語の時間に畑で芋をつくっていたそうです。それは建学の精神だったかもしれませんが。毎日検温していなかったか、ちゃんと検温をしていた表があったそうです。書き初めはクラスの教室に張り出してあったそうです。3月に退学処分を言い渡されそうです。

これについてどう思いますか。お父さん、お母さんがどんな気持ちでいるか。子供たちがこの気持ちを、PTSDを抱えているんですよ。県にも何度も電話したそうです。何度も電話して、どうしたらいいか。わらをもすがの思いですよ。

このほかにも、ここでは授業料のほかの雑費の徴収でわからないものがある、教員免許があるかどうかわからない、学費について減免の制度があるのと、なぜ減免かわからない。県に何回も保護者が通報しましたが、何も取り合ってもくれない。

子供の人権に関わる問題です。直ちにどうなっているのか。もう言っていることはわかりますよね、その学校も。直ちにどうなっているのか、是正していただきたい。

私は、あの子供さんが来て、この話を聞いて、黙っているわけにはいきません。この虐待、いじめの問題を。だからここに言ったんです。そうしたら親としても、子供がこんなことをされて学校に行けなくなって。いたたまれません。

この問題は、しっかり指導をするべきだと思いますが、どうこれから対処しますか。

林私学・科学振興課長 私立学校につきましては、それぞれの学校を所管している学校法人がまず第一義的には対応いたします。

県に対しまして御相談がありました場合には、それぞれ学校に対してこういうお問合せがありました、こういう苦情がありましたということ、保護者に同意を得てお伝えしている状況でございます。そこでそれぞれの学校でしかるべく対応をしていただくというような形を取ってございます。

小越委員 調査しないということですね、これだけ言っても。県の責任はないということですね。それはわからないから、どうなっているか確認すらしないんですか。

学校に言ってください。学校に言ったけど、らちがあかないから県に言ったわけですよ。だけど学校に言ってください、学校の中で解決してください、できなかつたらここに頼るしかないじゃないですか。それでも県は門前払いするってということですね、今の答弁だと。そういうことですよ。

子供の人権を何だと思っているんですか、対処してくださいよ。そうしないのであれば、そうしないとはっきり言えばいい。でも、これだけ複数の方から出ている。県にも何度も言っている。何を対応しているんですか。対応するかどうか。じゃあ、それだとすると、しないということですね。全く対応しないで学校任せということ、これを県が確認するということですね。

林私学・科学振興課長 対応しないと言っているのではなくて、こういうお問合せがあったということ、を学校にお伝えをいたしまして、学校から報告を求めるなどの対応しております。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

**※第 189 号 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 190 号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件**

質疑

小越委員 年間支給額3. 3月分というのはお幾らになるのでしょうか。

佐野総務部次長 それぞれ特別職によって違いがございますけれども、知事につきましては、年間で590万円ほどになります。副知事は、450万円ほどということになります。

小越委員 知事が590万円ということで、手当の分が590万円ですよ。その他に毎月毎月いただいているのであれば、私は一般職員については、引上げも賛成なのですが、知事、特別職について、引き上げることは不必要だと思ひ、この条例には反対します。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 191 号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件**

質疑

小越委員 反対いたします。知事ほどではないといえ、議員の期末手当もほかの職員に比べて高額です。今回、議員のところを引き上げなくても私はいいと思いますので、ここは反対

したいと思います。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 192 号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件**

質疑

小越委員 改定、引上げには賛成するのですが、会計年度任用職員についてはどのようになるのでしょうか。

佐野総務部次長 会計年度任用職員につきましては、まず報酬でございますけれども、会計年度任用職員の報酬は、一般職員の給料表をもとに決定しておるところでございます。今回の一般職の給料表の改定、引上げに伴って、会計年度任用職員の報酬も改定、引上げされることとなります。

なお、その適用は明年4月1日以降に採用される職員からということでございます。

一方、一般職員につきましては、今回勤勉手当の引上げがなされるわけでございますけれども、会計年度任用職員につきましては地方自治法において勤勉手当は支給できず、期末手当のみが支給可能となっております。今回の一般職員の引上げは、人事委員会勧告に沿いまして、勤勉手当により措置をすることとしておりますので、会計年度任用職員については期末手当のみ支給が可能となっていることから、今回の給与改定による引上げの対象とはなっておりません。

小越委員 会計年度任用職員は、知事部局だけでたしか800、900人いらっしゃる前回聞きました。警察も入れますと1,000人くらいの方が会計年度任用職員で、県庁職員として同じように働いていただいていると思っています。給料表は、正職員が引上げによって少しでも上がっていくというのですが、前回、期末手当下がってしまったので、会計年度任用職員だけは勤勉手当はないけど、期末手当のところをプラス出すという事は考えられなかったのですか。

佐野総務部次長 先ほども答弁申し上げましたとおり、会計年度任用職員につきましては、その手当、支給できるものが期末手当のみとなっております。ということで、今回対象にはならないのですけれども、一方で、今、国におきまして、自治体が会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるように制度の見直しを行う方向で検討を予定しているということも聞いておりますので、県としましてはその動向を注視してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※承 第 5 号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

**※第 205 号 指定管理者の指定の件**

質疑

桐原副委員長 資料の提出の中で、1点ちょっと気になった点がありまして、もうちょっと親切に書いていただけたらという、お願いの部分に当たるのですが、2ページの選定委員会の構成で委員長と書いてあって、自治会の会長だとあります。私は、この方をよく知っているのですが、精通している人だとわかるのですが、この自治会の区長という肩書じゃなくて、資料ですから、もう少しわかりやすく、元何々とか、前何々と書いていただきたほうが親切かと思って、質問させていただきました。

伊藤防災危機管理課長 今の委員御指摘でございますけれども、この方は元県職員でございまして、防災行政に長く携わった方で、防災安全センターのことも非常に精通している者でございます。

小越委員 採点結果を見ますと、各項目で高い評価だと思っております。それで、お伺いしたいのですが、この防災安全センターの募集要項をホームページで見て、ほかの指定管理とかだとサービス水準というのがありますが、この防災センターは募集要項しかなくて、サービス水準、何を求めているのかがないです。この募集要項のところ、県は、施設が設置目的に沿って適正に管理され、必要なサービス水準が確保できるようとあるのですが、山梨県が施設に求めるサービス水準とはどういうことなんでしょうか。

それがあって、この指定管理の提案されたものが、県が求めているサービス水準に対

してどういうものができるのかとなるから、提案されたものがわからないとこの点数がいいかどうかわからないと思うのですが、いかがですか。

伊藤防災危機管理課長 山梨県防災安全センターにつきましては、設置及び管理条例におきましてその事業が掲載されているところでございます。

内容につきまして申し上げます。防災に関する教育訓練を行うこと、防災に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと、防災に関する模型、文献、写真フィルム等の収集、保管及び展示を行うこと、防災に関する相談、助言、指導を行うこと等でございます。この内容につきまして、プロポーザルにより申請者から提案をいただきまして、その内容を審査委員会で審査をして得点をつけているものでございます。

小越委員 それはいいんですけど、例えば、さっき利用者の満足度を向上させると言いましたけど、では何人くらいを今回入館してもらうという、その目標値がほかの指定管理だとあるわけです。900人だとか1,000人だとか、それから今年度より多くするとか、最低でもことと同じくらいの人数にするとか、それがこの防災センターにはその数字がないんですけど、それは出さない、出せない、出す必要がないのでしょうか。

伊藤防災危機管理課長 防災安全センターの来館者の目標値でございますけれども、現状の説明から申し上げます。

コロナ感染の影響で、ここ数年は非常に来館者数が減っております。それを踏まえた上で、応募者からは目標値の提出を求めています。

具体的な内容につきましては、起震車による地震体験につきましては、30年から3年度の平均的な実施者数が1万2,000人強であったところ、1万9,800人で、施設利用者及び出張講座の受講者につきましては、同じく平均的な利用者が1万1,000人強であったところ、1万9,200人という目標設定の提案を受けているものでございまして、このコロナ禍の影響にあつて非常に高い目標を設定し、取り組みを行おうとする内容でございました。

以上を加味いたしまして、この応募者につきまして適切であると評価しているところでございます。

小越委員 これもぜひ資料として提示していただかないと、点数が高いのはわかるのですが、こちらが求めているものかどうなのか、それについてどうなったのかわからないので、ほかの指定管理のようにサービス水準はどの程度求めるのかと、ぜひ資料として、募集要項にもないし、サービス基準もないので、それはぜひ提示していただきたいと思えます。

桜本委員 先ほど審議してきた指定管理の電気料高騰に伴う部分なのですが、あまりにもこの消防安全センターの電気料高騰に伴う追加委託料が少ないのですが、お間違いがございませんか。

伊藤防災危機管理課長 電気料につきましては、当該団体が消防協会として事務所が入っておりますことから、その一部は当該団体の負担とすることによりまして、その差額について高騰分を加味して増額しているものでございます。電気料高騰を加味した委託料といたしましては、49万6,000円を追加しているところでございますが、防災安全センター内に入っております消防協会が消防協会の事務所として使用している光熱費等の相当の負担分といたしまして35万2,000円を減額し、その差額を今回追加しているというところでございます。

間違いはないかという御質問でございますけれども、間違いはございません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 196 号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正**

質疑

(時間外入庁管理システム整備費について)

宮本委員 総の4ページの時間外入庁管理システム整備費について伺います。

この時間外入庁管理システム、整備する目的、また具体的にどのようなシステムなのか伺いたいと思います。

今井庁舎管理室長 まず、本庁舎の現状について御説明いたします。

現在、本館、防災新館に時間外に入館する際には、守衛室でマイナンバーカード認証による本人確認等の手続が必要であります。別館、北別館及び議事堂は通用口のテンキーに番号を手入力するのみで鍵を開けて入館できる状況であります。

本年4月から8月にかけて、偽の国会議員バッジで官公庁に複数回にわたり不正に侵入した事件が発生したことも踏まえまして、県庁舎のより一層のセキュリティーの強化を図る必要があることから、今回整備するものでございます。

具体的には、通用口にカードリーダーと電気錠を設置いたしまして、カードリーダーでマイナンバーカードのICチップの空き領域に登録されている職員番号を読み取り、サーバー上の情報と照合いたしまして、職員であることを確認した上で電気錠を開けるシステムでございます。

宮本委員           そもそも別館、北別館と議会棟はなぜ、テンキーでやるシステムに残っていたのか、もしわかれば教えてください。

今井庁舎管理室長   本館と防災新館は守衛室がございまして、24時間有人監視をしております。一方で、別館、北別館、議事堂につきましては、守衛室がおりませんで、通用口があるだけでございまして、それにつきましては従来よりテンキーを設置して、番号入力で入館していたという状況でございます。

宮本委員           このシステムの整備によって、こういった効果が期待されるのか伺いたいです。

今井庁舎管理室長   マイナンバーカード自体につきましては、そもそも他人に貸与して使用される可能性がないと考えておりますので、システムでカード上の情報を読み取ることで入館する個人を特定することができることとなります。これによりまして、セキュリティーの向上が図られ、不審者の侵入だとか保管物の盗難などを防ぐことが期待されるということを考えております。

宮本委員           最後に、本庁舎以外のいわゆる出先機関の庁舎管理についてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

今井庁舎管理室長   出先機関の庁舎管理につきましては、セキュリティーのレベルがさまざまであると考えております。それぞれの各出先機関における建物の規模だとか警備の内容などの状況に応じまして、庁舎管理上のセキュリティーを確保するように検討してまいりたいと考えております。

古屋委員           本システムを導入することによりまして、時間外労働管理はこれとリンクさせることができると思っているのですが、そういう考え方はございますか。

今井庁舎管理室長   本システムにつきましては、あくまで入館時のセキュリティーを確保するというものを目的に導入するものでございます。したがって、退館する際には手続等が不要でありまして、そのまま出るというような仕組みになっております。

一方で、勤怠管理につきましては、一般的には労働時間を把握して労働時間を適正に管理する仕組みというような形だと思いますので、そもそも考え方が異なるものであると考えておりまして、今回は入館管理のみのシステムを導入するというところでございます。

古屋委員           私は、実は民間出身でございまして、既に民間は入館、退館、パソコン情報、この3セットがセットになっています。いわゆる職員が時間外労働が終わって、パソコンを消すことにより終わって、出たときもその時間帯と合っているということが一緒になっていないと、労基署から労務を引っ張り出されたときに、これは時間外労働のサービス残業だと、こういうことを実は指摘をされた経験があるのです。したがって、官庁においてもこの入館と退館、そしてパソコン情報をセットにして適正な時間外労働を講じてい

令和4年12月定例会総務委員会会議録  
ければ、より一層、効果的にこのシステムが生かされると思いますけど、そのことを最後にお聞きしたいと思います。

佐野総務部次長 職員の時間外勤務の管理につきましては、部局ごとに目標時間等を示しまして、その中で所属長が適正なマネジメントを行いながら管理をしております。

今、委員から御指摘をいただきました勤怠管理の方向につきましては、現状はそういった所属長がしっかりマネジメントする、管理をするという中で行っておるものでございますけれども、入庁管理のシステムもできるということでもございますので、引き続きシステムでこういった管理ができるのかということは検討もしてまいりたいと思っております。

古屋委員 最後に、ぜひそういったことを積極的に進めていただきたいことを要望申し上げまして終わりたいと思います。

小越委員 同じく総の4で、マイナンバーカードのことですけれども、先ほどセキュリティーの強化のためにマイナンバーカードにするという話があったのですが、それだったらテンキーの暗証番号を頻回に変えたほうがセキュリティーは高まるのではないですか。

今井庁舎管理室長 番号につきましては、一般的には頻回に番号を変更したとしても、一般的に漏えいリスクがあると考えております。番号を知っていれば誰でも入館可能な状況ということが想定されます。

一方で、マイナンバーカードにつきましては、他人に貸与して使用される可能性というのはほぼありませんので、本人以外に入館ができないということを想定されますので、セキュリティーは向上すると考えております。

小越委員 国会で立憲民主党の議員がマイナンバーカードを身分証と使用することの問題点として、紛失や盗難で職員の氏名、住所、年齢が把握できてしまうということが2015年のときに文書が配られていたと。

マイナンバーカードを落としてしまうことによって、それが使われてしまう。先ほど、セキュリティーの問題と言いましたが、マイナンバーカードを落としてしまったら、それをピッとやれば入れるということですよ。そうであれば、セキュリティーの問題だったら、番号のほうがまだいいのではないかと私は思っています。

マイナンバーカードはあくまで取得は任意です。マイナンバーカードがないと職員として入館ができなくなってしまうのであれば、山梨県庁職員は必ず取りなさいと強制することになってしまいますので、これはマイナンバーカード強制取得に導くものであり、私は反対します。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。



※第 198 号 令和4年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑

小越委員 集中管理特会には先ほど議決されました知事や特別職の期末手当のプラス分も入っているのでしょうか。

風間出納局次長 知事、特別職の部分は入っております。

小越委員 先ほど、私は、知事、特別職の期末手当増額に反対いたしましたので、この集中管理特会、知事、特別職が入っておりますので、反対いたします。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 230 号 当せん金付証票発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて

意見

宮本委員 継続審査すべきと考えます。直間比率の観点から見ても、やはり景気動向に左右されたり、そもそも高齢化率が高まっていく中で、直接税より間接税から取るというところのほうが妥当であるというところから、この件は継続であると判断します。

- 小越委員 消費税が10%に増税後、コロナ禍が始まり、そして現在の物価高騰、燃料高騰で、特に所得の低い方ほど消費税の負担は重くなっております。
- インボイス制度が導入されると、フリーランスや小規模事業者が大打撃を受けると大きな反対運動も起きています。
- 物価高騰に対してさまざまな対策を打ってはいますが、物価を全部下げるのは消費税の減税であり、今こそ消費税5%に減税するべきであり、山梨県として請願を採択し、国に意見書を出すべきだと思います。請願採択することを発言します。
- 討論 なし
- 採決 採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

### 質疑

(教員・高校生に向けた知事のメッセージについて)

- 鷹野委員 先ほどの知事政策局に確認をさせていただいたところでもありますけれども、改めて内容の説明も含めて御質問をさせていただきます。令和4年11月28日付文書で、教員・高校生に向けた知事のメッセージについてにより、知事政策補佐官が教育長宛てに、県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員向けと、公立高等学校の生徒宛てに、知事のメッセージを配布するよう指示したと認識して質問したところ、知事政策局でも、そのことは承知しているということでもあります。
- そこで質問させていただきますが、学校の先生に対するメッセージの中に「教育は社会の基盤であると同時に、社会を牽引する力であります。県政をあずかる知事として私は、教育委員会と連携し、未来の社会を担う若者を育てる教育の推進に全力を尽くしてまいります。教育環境の充実を県政の最大重要課題と捉え、政治生命をかけてあらゆる困難を乗り越えて努力することをここにお誓い申し上げます」との内容がありますが、来年1月5日には山梨県知事選挙が告示されます。知事選が差し迫ったこのような時期に、このような内容の文書を配布することについて、選挙運動に当たるのではないかと危惧しております。選挙管理委員会としての見解をただしたいと思います。

- 武井市町村課長 知事政策局からも文書のお話を聞かせていただいているんですが、教員の確保という行政目的に沿って、県を代表する知事の名において行われた行政施策であると聞いておりますので、その限りにおいては、公職選挙法の選挙運動には該当しないものと考えております。

- 鷹野委員 公職選挙法の中に、公務員がその地位を利用して選挙運動をすることは全面的に禁止

令和4年12月定例会総務委員会会議録  
されるということで、法第136条の2にございます。あわせて、学校教育法の中にも、  
学校の児童生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることは禁止というこ  
とで、法第137条がございます。

いずれにしても、選挙権を有する者の年齢が満18歳以上とされておりまして、選挙  
権を有する生徒が在籍していることを踏まえ、県知事はもとより、教育長、学校長など  
は、この時期における行動については極めて慎重な対応が必要と考えております。今回  
このような趣旨に反するものじゃないかと、改めて確認を求めたいと思います。

武井市町村課長 趣旨に関しましては、県選挙管理委員会で判断できる立場ではございませんけれども、  
内容としまして先ほども申し上げたとおり、教員の確保という行政目的に沿って今回の  
文書を発出されているということなので、選挙運動には該当しないものと考えておりま  
す。

(控訴の手續について)

小越委員 12月20日に富士急行から県が訴えられた裁判の判決が出されます。12月20日  
の裁判は例の1億4,000万円の弁護士費用ですけども、12月20日に、どういう  
判決が出るかわかりませんが、県もしくは向こうからも控訴するようになりまし  
たら、いつごろまでに控訴の手續を取るようになるのでしょうか。

小林行政経営管理課長 控訴の期限でございますが、通常は2週間以内に控訴状を提出するとい  
うことになっております。

小越委員 2週間以内ということは、1月5日ごろですか。

小林行政経営管理課長 1月4日となります。

小越委員 その1月4日までに控訴するかどうか。向こうから来るかもしれません。それは議  
会の議決が必要なんですか。

小林行政経営管理課長 いずれにしても、判決の内容によりまして対応を検討することとなり  
ます。現時点ではまだ判決が出ておりませんので、検討段階でないと考えております。

小越委員 もしするとしたら議会の議決があるかどうかだけでも教えてください。

小林行政経営管理課長 内容にもよりますが、議会の議決が必要であるものと考えて  
おります。

小越委員 そうなりますと、これから判決が出てみないと対応がわからないけど、年末年始  
ということで、1月5日から知事選挙も始まる中で、どのように議会にするのか。どちら  
が勝訴するか、棄却されるかわかりませんが、もし、上級審に行くとなりますと、弁  
護士費用は新たに発生するのか。また、もし、山梨県が勝って勝訴を確定したとす  
ると、

成功報酬は幾ら払うんですか。

小林行政経営管理課長 すみません、それらも含めまして判決の内容を見てから検討を行いたいと考えております。

小越委員 それでしたら、少なくとも議会に諮らず専決処分することはないということでもよろしいですね。年末年始だったとしても、例えば控訴に行くときに、1億4000万をもう一回金を払うということを専決処分するようなことはありませんよね。議会にかけるということでもよろしいですね。

小林行政経営管理課長 いずれにしましても、判決が出されておられませんので検討はしておりません。ただ、県民の皆さんから疑念を抱かれないように適切に対応する必要があると考えております。

小越委員 必ず議会にかけていただきたいと思っております。元旦でも31日でも、それは多額の費用がかかっていますし、県民の注目も高くなっています。これを前回のようには曖昧なままに、知事選挙とか年末年始だからということで専決処分をして巨額を払うようなことがないように、必ず議会に諮ってください。よろしくお願いします。

宮本委員 富士急が敗訴する場合、向こうが控訴してくる場合で、こちらは受けざるを得ないことになるんでしょうけど、その場合というのは議決がやはり要るんですか。

鈴木資産活用課長 県が勝った場合ということでしょうか。その場合は応訴という、向こうが控訴するということになれば、特に議決は要らないということでございます。

(顧問について)

鷹野委員 県には顧問という立場の方が何人かおると思うんですが、ホームページとかを見ても、担当部署ごとに顧問が置かれておるようでありますけども、今現在、顧問が誰かというのを把握していましたら、お願いしたいと思えます。

佐野総務部次長 県では、地方公務員法の規定に基づきまして、専門的な知識・経験や識見を有する方から助言等をいただく場合に、部局からの内申を受けまして特別職非常勤という形で発令をしております。現在、その中でいわゆる顧問業務を担っていただいている方、8名おります。どの部局ということもございますが、そのうちの7名は知事政策局からの内申をいただいている方、残り1名は県土整備部からの内申の方でございます。

鷹野委員 ありがとうございます。  
また、費用弁償等の関係はどのようになっているんでしょうか。

佐野総務部次長 特別職非常勤の方の報酬でございますけれども、その業務の内容ですとか、勤務態様

令和4年12月定例会総務委員会会議録  
を考慮しまして、具体的な実情に応じてそれぞれ決定をしているところでございます。  
報酬を支払っている方もいらっしゃいますし、ない方もいらっしゃるというところでござ  
います。

鷹野委員 委員長、お願いがございまして。もしできましたら資料で提出いただければと思  
いますけど、よろしくお願いたします。

卯月委員長 ただいま鷹野委員から要求のありました資料につきましては、委員会として執行部  
に資料要求いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

卯月委員長 執行部に申し上げます。ただいま鷹野委員から要求のありました資料につきま  
しては作成の上、委員会終了後、各委員に配付願います。

(インボイス制度について)

笠井委員 インボイス制度についてお尋ねします。令和5年10月からインボイス制度が開始  
されます。その登録期限が来年3月末までとあるんですが、県が売り手となって使用料な  
どを収納する場合、これはどのように対応されるのかを御説明いただければと思  
います。

中村管理課長 県はインボイス発行事業者としての登録は既に終わっております。来年10月の制度  
開始後、県が売り手となった場合は、その相手方が仕入れ税額控除を行えるように、消  
費税率や消費税額などを記載しました適格請求書、いわゆるインボイスを発行してまい  
ります。

笠井委員 ありがとうございます。

一方で、物品の購入とか業務委託あるいは入札時などに県が買い手となる場合は、イン  
ボイス発行登録事業者か否かを、入札相手とか販売相手に対して登録事業者か否かを  
条件とされるのかどうか、これについても御説明ください。

中村管理課長 県の一般会計につきまして、消費税の申告事務自体が免除されております。なので、  
仕入れ税額の控除ということが不要になることから、契約相手先からインボイスの発行  
を求める必要はございません。

したがって、インボイス発行事業者か否かを入札等の条件にする予定は今のところ  
ございません。

(県庁構内駐車場について)

桜本委員 駐車場の問題なんですけど、パスポートのセンターもそろそろオープンに向かっている  
状況の中で、想定されている利用者というのは、1日大体何人ぐらいを想定してござ  
いますか。

今井庁舎管理室長 統計数値は、今手元にないのですが、駐車場の台数自体は県庁敷地内に約70台、それから防災新館に80台程度あります。

それぞれ1回転以上はしていると思いますので、150台以上で300台以下というような想定で考えております。

桜本委員 庁舎の再整備から大分この県庁の中身も変わってきている状況の中で、いま一度専門家を交えながら、いかに県庁の行政サービスを落とさないように回していくのかということは、やはり再度検討する時期に来ているかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

今井庁舎管理室長 委員御指摘のとおり、検討が必要な部分も考えておりまして、今年の9月議会におきまして、答弁の中で知事は、芝生についての拡大につきましても検討をというようなことで答弁をしており、それに基づきまして検討を開始しております。

その中では、本庁舎内の駐車スペースについても、一体として考えるべきというところも考えておりますので、今後の検討になりますが、本庁舎内の駐車場敷地を含めて、芝生の拡大が可能かどうかというところも検討していきたいと考えております。

桜本委員 周辺の空き地とか、空きビルだとか総合的に見ながら、この県庁周辺も含めて検討が必要だと思います。駐車場というのは、この行政サービスにおいて一番の要になるものでもありますし、また、障害者の来庁あるいは納品業者のスムーズに物品等搬出入することも非常に大事になってきますので、総体的な専門家を、いいですか、専門家、いわゆる有識者です。そういった方を交えて、庁内あるいは庁内周辺も交えた計画的な検討の見直しを図っていただきたいと思います。

総務部長、いかがでしょうか。

市川総務部長 ただいまの委員の御指摘として、駐車場を私どもが適切に運用していくためには、庁舎の外をも含めて検討ということでございました。

県庁舎として行政サービスが適切に提供されるためには、十分な駐車場を確保しなければいけないということについては、私どもも認識しているところでございます。

先ほど室長から、今後のパスポートセンターの拡大に伴う駐車場の追加の需要については、正確な数字は申し上げられませんでしたけれども、きちんとその時々においてその需要を正確に予測しながら、十分な量の駐車場を確保するために、不断の検討は続けてまいりたいと思います。

当然のことながら敷地は限られておりますので、その際には庁外も含めて対象になってくると、このように考えております。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・本委員会が10月24日に実施した県内調査については、議長あて報告書を提出した旨が報告された。

以 上

総務委員長 卯月 政人